

備考

- 1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により添付すべき書類を添付すること。この場合において、当該書類のうち、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書には、それぞれその副本1通を添付すること。